

コーポレート・ガバナンス

基本的な考え方

透明性の高い効率的な経営をめざして

日立システムズは、企業価値を高めるために、事業を迅速に運営できる執行体制を確立し、透明性の高い効率的な経営を実現することがコーポレート・ガバナンスの基本と考えており、これを最も重要な経営課題と認識しています。

また、コーポレート・ガバナンスの中核を成すコンプライアンスについては特に徹底しており、当社の経営の仕組み「日立システムズWay」の中に「基本と正道」の順守を明記するとともに、従業員一人ひとりの具体的な行動指針を示した「日立システムズ行動規範」を制定しています。

日立システムズ行動規範  (PDF形式、254kバイト)

コーポレート・ガバナンス体制

執行役員制度を導入し、スピーディーな業務執行を実現

当社取締役会は、取締役10名（非常勤取締役4名を含む）と監査役4名（非常勤監査役2名を含む）によって構成され、原則月1回開催します。法令で定められた事項や、重要な経営の意思決定と業務執行の監督をスピーディーに実行することで、継続的な企業価値の向上に努めています。

監査役は取締役会・経営会議・執行役員会議などの重要な会議に出席し、経営と業務執行の監査を行っています。

なお、取締役と監査役は、それぞれ内部監査部門および会計監査人と連携を取り、良質なコーポレート・ガバナンス体制の確立に努めています。

一方で、日常の業務執行については、執行役員制度を導入し、取締役を兼務する執行役員6名および取締役社長が指名する2名で構成される経営会議において、同会議附議事項として定める範囲で重要事項の審議と意思決定を行うことで、業務執行の迅速化と事業責任の明確化を図っています。また、執行役員24名（取締役を兼務する6名を含む）および取締役社長が指名する3名による執行役員会議では、各部門の報告や幹部指示の伝達や役員間の情報共有をしています。

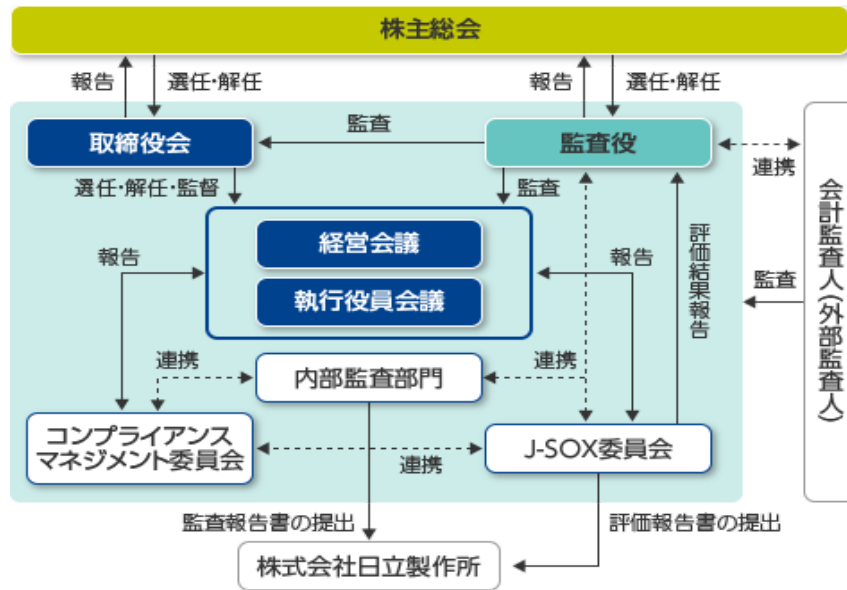
業務が正しく実施されているかを「内部監査」で確認

当社は、本社、事業所、子会社それぞれの業務が、正確、正当かつ合理的に実施されているかどうか確認するために、内部監査を実施し、当該業務運営の現状を明らかにしています。なお、この内部監査は、会社資産の保全や業務の改善、業績の向上に役立つことを目的としています。

監査サイクルはおおむね3年に1回とし、業務の基本的事項の適正な実施状況および経営管理活動の有効性の調査・診断を対象とする通常監査と、特定の事項を対象とする社長特命による監査を実施しています。2016年度は、事業部門を中心に18件の通常監査を実施しました。

今後は、内部統制システムやコーポレート部門が主管する自己監査との連携を強め、内部監査の一層の充実を図ります。

コーポレート・ガバナンス体制



内部統制

適正な業務を支える「内部統制システム」を整備

内部統制システムについては、日立グループ共通の経営者評価重点方針にのっとり運用・整備しています。その一環として2006年度に「インターナル・コントロール委員会」を設置し、法規制への対応だけでなく、経営や業務の仕組みを整理・点検・可視化する作業を通じて、内部統制の徹底や業務の透明性・信頼性の向上、経営基盤の強化に取り組んできました。

2014年度からは、インターナル・コントロール委員会を「J-SOX委員会」と「コンプライアンス・マネジメント委員会」に分離し、内部統制のリスクについてJ-SOX（金融証券取引法）の対象部分を「J-SOX委員会」が、それ以外を「コンプライアンス・マネジメント委員会」が担当し、引き続き内部統制の徹底や業務の透明性・信頼性の向上、経営基盤の強化に取り組んでいます。

また、当社およびグループ会社では、トップダウンアプローチによって内部統制の内容を定めている「日立グループ内部統制マニュアル」に基づいて文書化・有効性評価を毎年実施し、評価結果を株式会社日立製作所に報告しています。

2016年度は、昨年同様、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制である「全社統制」、機能別に分けた会社の一連の業務の中に組み込まれる不正・誤謬に対して直接的に機能する内部統制「業務プロセス統制」、業務プロセスに利用されているITシステムが有効に機能する環境を保証するための内部統制「IT全般統制」を検証。これによって内部統制システムの整備・運用状況を評価し、内部統制品質の維持向上と強化を図るとともに、国内外のグループ会社についても内部統制の有効性評価を行い、グループガバナンスの強化を図っています。

今後も、これらの取り組みで蓄積されたノウハウを生かして、内部統制システムを通じて企業価値向上をめざしていきます。